

令和6年生駒市農業委員会6回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局

会議開催日時 令和6年6月11日(火)午後14時00分

会議開催場所 市役所 401・402会議室

出席者 会長 10番 中井 啓二

農業委員会委員

1番	山角	ひろ子	2番	奥野	通孝
3番	田中	良治	4番	稲葉	健三
5番	今井	正徳	6番	岩前	利典
7番	松尾	克巳	8番	岡田	啓秀
9番	有山	富士美			

農地利用最適化推進委員

辻	英雄	影林	則昭
池田	典夫	池谷	初英
前田	隆男	棚田	秀治
谷野	諭		

説明者	事務局	局長	吉岡	浩	補佐	坂本	親穂
		主幹	有山	清隆	主査	田所	智

傍聴者 0 名

議事次第

審議事項

1. 農地法第3条第1項の規定による許可承認について
2. 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
3. 特定農地貸付けの承認申請について
4. 農用地利用集積計画に対する意見聴取について

報告事項

1. 農地法第3条の3の規定による受理通知について
2. 農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について
3. 農地法第18条第6項の規定による受理通知について
4. 農地の転用事実に関する照会について
5. 農地の時効取得について
6. 工事完了の報告について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び位置図
- 令和6年度利用状況調査の実施について
- 担当地区の地図
- 農業者年金(パンフ)
- 令和6年度経営所得安定対策現地確認日程
- 野焼きルール(パンフ)

○補佐 出席者数による会議の成立を確認

傍聴人 0 名

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中井啓二会長に議事進行を依頼

○議長 開会宣言

議事録署名について、議長である私(10番 中井会長)と5番 今井委員、6番 岩前委員に
お願いしたい。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の説明を事務局に依頼

○主査 〔議案読み上げ〕

農地法第3条第1項は、農地の所有権移転や、賃貸借・使用貸借などの権利設定を行う場
合、農業委員会の許可が必要であることから、申請が出てきたものである。

No.1の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(1)で、国道163号線高山大橋交差点の南南西約400mのとこ
ろに位置する高山町地内の農地1筆

申請理由について

本申請について、譲受人は、近くに住んでいるとともに、申請地周囲の農地を所有してお
り、耕作する上で便利であるため、この度購入することとなった次第である。なお、この農地
では野菜を作付けされる予定である。

要件について

耕作に必要な農機具等についてはご自身で所有されている。

現地調査について

今月7日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で
現地調査を行っている。

以上のことから、これらの申請については、農地法第3条2項の許可要件は満たしており、
許可相当と考えられる。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第1号について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 現地調査に行った際には畑に夏野菜が作付けされており、綺麗な状態だった。また譲受人の
自宅から道を挟んで目の前が今回の申請地であり、畑作業にはミニ耕運機などを持っており、
作業には本人と女性が二人お手伝いに来ている。畑の管理も綺麗にされている。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の承認を宣言

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の説明を事務局に依頼

○主幹 〔議案読み上げ〕

本申請は、所有権の移転や賃借権・使用借権の設定のある農地転用のうち、市街化調整区域の転用については奈良県知事の許可が必要なことから、申請がでてきたものである。

「農地を農地以外のものにする」行為の事で、耕作の目的に供されている土地を耕作以外の目的に供するすべての行為が規制の対象となる。具体的には、農地を農地以外の「住宅用地・青空駐車場・青空資材置場等」の他の用途に転用する行為である。

No.1の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(2)で、国道168号線南田原交差点の西約500mのところに位置する南田原町地内の農地

申請理由について

使用借人は申請地の周りに青空駐車場として利用している土地を所有しているが、駐車スペースが少ないため、今般、青空駐車場として農地転用申請をした次第である。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また、住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、おおむね10ha未満の区域内であることから、第2種農地に該当する。

申請にあたって汚水は発生せず、雨水については、自然浸透及び敷地南側に水路があり、そこに流れるようにする。また、隣接農地及び農家区長の同意が添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

現地調査について

今月7日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

No.2の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(3)で、たかやま竹林園の北西約300mのところにある高山町の農地1筆

申請理由について

譲渡人は、多くの農地を所有しているものの、高齢であり、近隣の方に手伝ってもらいながら維持管理を行ってきた。

一方譲受人である会社は、この農地から北東に約3キロに位置する鉄骨加工等を営む会社であり、現在の工場で加工した部材の置場が手狭になり、今回の農地転用を含めてさらなる事業拡大による青空資材場の確保を考えている。

今回の農地については、南西側の橋より進入するが、農地へ進入したところから東側にかけて厚さ15センチ程度の盛土・クラッシャーを約125m引き、地盤を固めると共にトラックが沈み込まないような形をとる。また雨水等については自然浸透とし、既存の畔を利用した形で農地南西側の水路への放流とすることとしている。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また、住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、おおむね10ha未満の区域内であることから、第2種農地に該当する。

申請にあたって汚水はなく、雨水については先ほど申したように、自然浸透及び水路への放流としている。また、北倭土地改良区と地元水利組合の同意が添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

現地調査について

今月7日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

以上のことから、これら案件については奈良県知事に進達することが相当であると考えられる。なお、No.1～2は転用面積が300㎡以上であることから、奈良県知事に進達する前に、奈良県農業会議への意見照会を経る必要がある。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第2号(No.1)について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 2年ほど前は草がたくさん生えていたが、現地確認をした際には耕した状態になっていた。周りは資材置場やビニールハウスが何棟か建っており、資材置場の関係者がとめる駐車場などは入口に場所はあるが、そこは使用できないような状態である。本申請地は車を5台くらい止める青空駐車場にすると聞いている。

○議長 議案第2号(No.2)について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 譲渡人はご高齢であり、順次農地を貸借や売買などしている。その中で今回は不動産屋を通じて譲受人である会社に資材置場として売買される。現地調査の前に不動産屋と一緒に現地へ行き、盛土をする場所や、どの程度されるか、また搬入に際して不具合がないか等、提出された書類を確認した。隣接農地の同意書、水利組合、土地改良区の承諾も得ているため問題はないかと思う。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○委員 No.1だが、使用貸人と使用借人は何か関係があるのか。原因が使用貸借なので無償で貸されるわけだが、農地としてならよくある話だが、今回のように法人に駐車場として貸すケースはあまり例がないように思う。何か関係があるのか、関係がない場合は何故使用貸借なのかわかる範囲で教えて欲しい。

○主査 代理人から話を聞いたが、使用貸人が公務員をされており、賃貸借にすると収益が入ってくるため、そこを気にされて今般使用貸借で貸すこととなった。使用貸人と使用借人は何の関係もない。

○委員 不動産収入になるので、公務員でも関係はないように思うが本人がそうおっしゃるならいいかと思う。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認
[「なし」の声あり]

○議長 異議の確認
[「異議なし」の声あり]

○議長 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の承認を宣言
奈良県知事へ進達を依頼する。なお転用面積が300㎡以上であるため進達前に奈良県農業
会議へ意見照会を行う。

議案第3号「特定農地貸付けの承認申請について」の説明を事務局に依頼

○主幹 [議案読み上げ]

この件については、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第1項
の規定に基づき申請されたものである。生駒市では遊休農地対策の一環として、この法律に基
づく特定農地の貸付を行っており、この手続きを行う場合、農業委員会の承認を求めることにな
っているため、本申請が提出されたものである。なお、「特定農地貸付けに関する農地法等
の特例に関する法律」に基づく申請を行った場合、「農地法」上の手続きは不要となる。

No.1の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(4)で、第二阪奈道路意壺分ランプの東約300mのところに位置
する壺分町地内の農地1筆

申請理由について

使用貸人は、夫また父親から相続で多数の農地を相続したものの、高齢で何とか農地とし
て維持管理をしておられたが、今般所有する農地を特定農地として貸し出すことになった次
第である。

現地調査について

今月7日に会長をはじめとする農業委員4名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で
現地調査を行っており、特に問題はなかった。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第3号について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 現状、畝はあったが作付け等はされていなかった。ただ綺麗に管理されていたので耕耘すれ
ばすぐに使用できる状態である。里道についても広い里道があり農機具の運搬も特に問題等
はないかと思う。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○委員 持ち主が一人の場合なら車は一台だが、特定農地で貸付した場合は借主が複数になることも
あると思うのだが、その場合車を止める場所などは事務局で把握されているのか。傍示地区で
も特定農地貸付で借りている方がいるが、道路に車を止めているケースが多い。以前に一か所
で4人も5人も借りている方がいて、道路に車が並んでいる状態だった。日曜日などは一日車
が並んでいることが多々あり、農地の持ち主から注意をいただいた。特定農地で貸し付け

た場合、来られる方の車両の注意などして、周辺地域の方に迷惑にならないようにした方がいいと思う。

○主幹 貸し付けにあたって接道がないところも貸している場所もあるが、それに対しては担当の農林課のものが、その辺りの説明はしているかと思うが、再度確認しておく。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認
[「なし」の声あり]

○議長 異議の確認
[「異議なし」の声あり]

議案第3号「特定農地貸付けの承認申請について」の承認を宣言

議案第4号「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」の説明を事務局に依頼

○主幹 [議案読み上げ]

No.1の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(5)で、小平尾保育園北西約500mのところに位置する小平尾町地内の農地1筆

申請理由について

使用貸人は、多くの農地を相続で所有するものの、この農地は少し離れており、本年4月までは特定農地貸付制度により非農家の方に市が貸付していたが、特定農地制度での貸付を廃止し、新たに借人に使用貸借にて貸し付けることとなった。

また使用借人は、多くの農地を借り入れ、自然農法にて野菜等を栽培されており、この農地ではジャガイモやサツマイモ、オクラ等季節野菜を作付けする予定であり、さらなる規模拡大のため、本農地を借り受けすることとなった次第である。

要件について

耕作に必要な農機具等については既に所有されている。

現地調査について

今月7日に会長をはじめとする農業委員4名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

以上のことから、議案第4号「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当しているため、特に問題ない考える。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第4号について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 現状もジャガイモ等を綺麗に作付けされており、そのまま利用できると思う。また利用者は近くに同じように借りている農地があるため特に問題はないかと思う。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認
[「なし」の声あり]

○議長 異議の確認
[「異議なし」の声あり]

議案第4号「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」の承認をすることとし、生駒市長に対しては「問題なし」と回答

報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について」

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

報告第4号「農地の転用事実に関する照会について」

報告第5号「農地の時効取得について」

報告第6号「工事完了の報告について」

を、事務局に一括して説明を依頼

報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得だが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのものである。

No.1～No.22については、全て相続により所有権を取得された農地について届出されたものである。

報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第5条第1項第6号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたもので、権利の設定、移転が伴う農地転用である。

No.1～No.2については地図番号(6)で、近鉄生駒線南生駒駅の北東約180mのところに位置する小瀬町地内の農地であり、青空資材置場を目的として、農地転用の届出がされたものである。

No.3については地図番号(7)で、第二阪奈道路生駒ICの北西約300mのところに位置する壱分町地内の農地であり、青空資材置場及び青空駐車場を目的として、農地転用の届出がされたものである。

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

本報告は、過去に交わされていた農地の賃貸借契約が、双方合意の上、解約されたという通知を受け、受理したことを報告しているものである。

報告第4号「農地の転用事実に関する照会について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、現況、農地性が無いものを他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に照会があった事案である。

No.1については一部山林状態のところもあったが、全体的に見て果樹が植えられていたり、イノシシの檻を置かれていたため農地と判断し、「田」と回答。No.2～3については、昭和40年10月8日に住宅、ミシン加工場を転用目的として農地法第5条の許可がなされた土地で、No.4～5については、昭和44年12月9日に住宅用地を転用目的として農地法第5条の許可がなされた土地である。No.6～8については、昭和52年11月9日に職員社宅用地を転用目的として農地法第5条の届出が受理された土地であり、No.9～10は古くから宅地として利用されてきたものであり、今般申請されたものである。

報告第5号「農地の時効取得について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、許可が不要な権利取得の内、時効取得がなされた農地につき、法務局から通知があったものを報告しているものである。

時効取得とは、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を10年または20年占有することにより、その物の所有権を取得することである。

報告第6号「農地転用工事完了の報告について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告については、市街化調整区域の転用申請があり、許可後、転用工事が完了したことの報告をしている。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○委員 報告第5号の時効取得だが、あまり例がないと思うのでもう少し詳しく教えて欲しい。

○主査 法務局から登記事項証明書が送られてきた。時効取得で権利を取得された方だが、No.2については昭和46年に物置用地として転用の許可をとっている。時効取得の原因としては昭和47年12月に時効取得となっており、住宅地図など調べてみたが地目は農地だが、現況は家が建っており昭和47年頃から住まれているような形跡があった。昭和47年なら50年近く前に今の状況であることから、善意無過失で10年で時効取得は成立するため今般手続をとられて、所有権を時効取得で取得された流れになっている。

○委員 時効取得の原因が昭和47年ということで、それよりも20年以上前から使っており時効取得が成立したということか。

○主査 概ねその頃から平穩無事に占有されていたということで、今般手続されたのではないかとと思う。

○委員 前の持ち主はどうなっているのか。

○主査 昔はこの辺りに住んでいたが、昭和46年に亡くなっている。その後相続登記されているが、そ

の方も結婚されて市外にいる。もともとの登記名義人は生駒に住んでいたが、今は地元を離れているため特に管理もされていないような状況であると思われる。

○局長 裁判で主張されて時効取得をされる場合を除いて、地主の登記名義人の承諾がいるため法務局から書類が来るということは、おそらく了解を得ていると思われる。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認
[「なし」の声あり]

○議長 「農地集積集約に係る情報交換」について事務局に依頼

○主幹 令和6年度利用状況調査の実施について説明

日 時: 令和6年7月～10月の約4ヶ月間を予定

原則午前9時30分から開始(雨天の場合は調査日を延期する)

調 査 員: 各担当地区の農地利用最適化推進委員、農業委員、事務局職員の3～4名

調査方法: 図面とタブレットを利用しながら、原則、車の中から目視で確認する。場所によってはドローンを活用する。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○議長 「その他」について事務局に依頼

○補佐 令和6年度市町村農業委員・農地利用最適化推進委員研修会の開催について説明

日時: 令和6年7月25日(木) 午後1時～午後4時

場所: いかるがホール

○補佐 令和6年度経営所得安定対策現地確認日程の説明

○補佐 野焼きルール(パンフ)の説明

○補佐 農業者年金(パンフ)の説明

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○委員 野焼きだが、どこまで注意したらいいのかわからない。

○委員 本来野焼きというのは、基本的には禁止である。ただ農業に関してのみ草を燃やしたりすることは過去から認められている。草をあちこちで固め、田のぐりを順番に燃やしてしまうとすごい煙になってしまうので、一か所ずつ燃やして消えてから次を燃やしてほしい。

○委員 野焼きをやる時はまず消防署に届け出ている。

○局長 地域計画だが、傍示と大北で集落座談会をしたが、北地区の各農家区で声をかけさせていただき集落座談会をまた開催すると共に、中・南地区については農林課の方から農家区の役員さんに声をかけさせていただいて農家区長さんを集めた説明会の中で地域計画及びアンケートの説明をしたいと思う。中地区の場合は中地区の農業委員さんと推進委員さん、南地区の場合は南地区の農業委員さんと推進委員さんにもお声掛けをさせていただくので参加をお願いしたい。

○議長 我々農業委員会が課せられているのは目標地図で、それを持って地域計画を作っていくのだが今年度、来年3月末までと期限を切られているため生駒市の中で調整地域の部分について地域計画について参入して、どういう形で10年後農地として維持していけるのか、或いは現状がどうなのかということを目指地図なり地域計画の中に盛り込まなければならない。日本全国の

農地とスタートラインは並べておかないと、国の方でいろいろでている補助金などの話に全然乗れないことになってしまう。できる限り横並びでやりたいと思うので今年度中に地域計画、目標地図をみなさんと協力して進めていきたいと思うので、よろしくお願いいたします。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○委員 1年近く農業委員をさせていただいたが、毎回書類をたくさんいただくが保管の期間や廃棄の方法など教えていただきたい。

○主幹 委員さんをされている期間は必ず保管しておいてほしい。個人情報があるので、辞めた後は持ってきていただけたら事務局で処理させていただく。

○議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼

○補佐 次回の日程について

定例会 令和6年7月12日(金)午後2時 市役所 大会議室

現地調査 令和6年7月8日(月)

7月5日(金)までに同行いただく委員に連絡する。

○議長 閉会宣言

午後15時22分閉会

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、令和6年生駒市農業委員会第6回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

会 長 10番

農業委員 5番

農業委員 6番
